

令和2年12月  
大竹市議会定例会（第7回）議事日程

令和2年12月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		一般質問		
第 3	議案第84号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決	
第 4	議案第85号	延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について	生活環境付託	
第 5	議案第96号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）		総務文教付託
第 6	議案第97号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）		生活環境付託 （一 括）
第 7	議案第98号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）		生活環境付託
第 8	議案第99号	令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）		生活環境付託
第 9	議案第100号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		生活環境付託
第10	議案第86号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について		生活環境付託
第11	議案第87号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について		生活環境付託 （一 括）
第12	議案第88号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について		生活環境付託
第13	議案第89号	大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について		生活環境付託
第14	議案第90号	大竹市総合市民会館条例の一部改正について	総務文教付託	
第15	議案第91号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託	
第16	議案第92号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合理約の変更について	総務文教付託 （一 括）	
第17	議案第93号	指定金融機関の指定更新について		総務文教付託
第18	議案第95号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託	
第19	議案第94号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託	
第20	議案第101号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託 （一 括）	
第21	議案第102号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算		生活環境付託

(第2号)

- |     |           |                                  |        |
|-----|-----------|----------------------------------|--------|
| 第22 | 令和2年陳情第1号 | 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情 | 生活環境付託 |
| 第23 | 令和2年陳情第2号 | 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情       | 即決     |
| 第24 | 令和2年請願第3号 | 議事録黒塗りに関する請願                     | 議会運営付託 |

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第84号(説明・表決)
- 日程第 4 議案第85号から日程第9 議案第100号(説明・付託)
- 日程第10 議案第86号(説明・付託)
- 日程第11 議案第87号から日程第13 議案第89号(説明・質疑・付託)
- 日程第14 議案第90号(説明・付託)
- 日程第15 議案第91号(説明・付託)
- 日程第16 議案第92号から日程第18 議案第95号(説明・付託)
- 日程第19 議案第94号(説明・付託)
- 日程第20 議案第101号から日程第21 議案第102号(説明・付託)
- 日程第22 令和2年陳情第1号(付託)
- 日程第23 令和2年陳情第2号(質疑・討論・表決)
- 日程第24 令和2年請願第3号(付託)

## ○出席議員(16人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日城究   |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

## ○欠席議員(なし)

## ○説明のため出席した者

- |               |       |      |
|---------------|-------|------|
| 市             | 長     | 入山欣郎 |
| 副             | 市長    | 太田勲男 |
| 教             | 育長    | 小西啓二 |
| 総             | 務部長   | 中村一誠 |
| 市             | 民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 |       | 豊原学  |

建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
市民税務課長  
土木課長  
都市計画課長  
上下水道局工務課長  
生涯学習課長

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
前田新吾  
岡崎研二  
廻本実  
山田浩史  
中司和彦  
三井佳和

田中宏幸  
加藤豪

10時00分 開議

- 議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

- 議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、賀屋幸治議員、  
8番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第2 一般質問**

- 議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。  
12月3日の一般質問を継続いたします。  
2番、藤川和弘議員。

[ 2番 藤川和弘議員 登壇 ]

- 2番（藤川和弘） おはようございます。2番、新和会の藤川です。  
一般質問の前に、まずコイちゃんクーポン券について言わせてください。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の店舗等支援のために、市民全員に1人当たり1万円のクーポン券を配布していただき、ありがとうございます。市民の方から、ありがたい、生活が助かる、500円のクーポン券は使いやすい、との声をよく耳にします。今では281店舗の取扱事業者が加入されており、事業者からの話では、美容院の例を1つ挙げさせていただきますと、日頃カットのお客様が、クーポン券を使ってカラーやパーマをしてくれると。ほかの店舗さんからもたくさんの喜びの声を聞きます。これも職員のおかげだと思います。ありがとうございます。

新型コロナウイルスは、全国的には感染の第3波と言われるようになっています。今後大竹市にも何があるか分かりません。今後とも大竹市民、店舗等支援のためによろしくお願いいたします。

それでは通告書に基づいて質問させていただきます。

平成29年3月につくられた小方地区のまちづくり基本構想を見せていただきました。たくさんの章に分けて、問題点や課題、実現プログラムが書かれておりました中に、小中学校跡地や小方港と宮島を結ぶフェリー運航についてを取り上げさせていただきます。少し偏った見方をしておりますが、御了承ください。

まず、2017年1月18日に、小方地区まちづくり議員ワークショップを開催しておりました。内容は、小方地区の強み・弱み、小方地区のまちづくりのコンセプト・まちづくりの方向性は、先輩議員がたくさんの御意見を出されている中、小方地区の強みの中に、交通結節点になっている。小方小、中学校跡地がある。弱みの中に、地域に目玉となるものがない。とございました。

続いて、1月19日には第1回市民ワークショップを開催。議題は小方地区の強み・弱み、小中学校跡地の活用方策。小方地区の強みに、海・山・川がある。広島西の玄関口。世

界遺産の宮島が楽しめる。海が近く漁業など観光に活用できる。レモンはまちがある。弱みでは、市場が欲しい。海の活用。とございました。

続いての議題、小中学校跡地の活用方策では、クルーズセットとして広島～宮島～小方港への定期船。道の駅と亀居城で連携イベントや交通ネットワークの構築。市場、魚、阿多田島。がございました。

続いて、2017年2月11日には、第2回市民ワークショップを開催。議題1つ目は、小中学校跡地のレイアウトと整備の検討。レイアウトを基に、2つ目の議題が小中学校跡地を整備したらどんな暮らしがおくれるだろう。レイアウトの中に、道の駅、広場という枠がありました。その中の御意見は、道の駅で買い物をする。人が増えてにぎやかになる。2号線沿いに道の駅があるので、特産品を買ったりカフェを楽しみたい。魚市場もいい。海産物中心の買い物ができる。大江戸温泉物語みたいな温泉。と書かれてございました。

続いて、2017年3月11日に、小方地区のまちづくり基本構想、ゆめタウン大竹にてオープンハウスを実施されておりました。小方地区のまちづくりについて御意見をいただいております。御意見は、人がたくさん集まる場所が欲しい。人がいっぱい来てほしい。宮島行きフェリー。との御意見がありました。

2016年11月23日、宮島口駐車場にてアンケート調査表を用いて、対面の聞き取り調査をしておられます。大竹市小方港から宮島へアクセスについて、小方港から宮島までフェリーが運航された場合、利用したいと思いますか。岩国方面から来られた方に利用したいと思いますか伺ったところ、半数の50%がぜひ利用したい。と回答しており、37.5%が利用すると思う。と回答しておられます。

次に、小方港周辺にあるとよい施設は何だと思いますか。小方港周辺にあるとよい施設は、お土産屋が50%で最も多く、次いで飲食店41.7%、宿泊施設とその他がそれぞれ20.8%となっており、お土産屋と飲食店を望む御意見が多かったです。

平成29年12月12日には、気になる大竹、気に入る大竹、～小方宝箱構想～として、小中学校跡地のにぎわい交流ゾーンを中心とするエリアについて、地域活性化の核となる施設の方向性を検討するため、公募により民間事業者等との意見交換会を実施されておりました。参加者は14者で、意見交換の内容の中に、にぎわい交流ゾーンの候補機能・施設(案)に対する意見、要望の項目がございました。

御意見は、温浴施設に対するニーズはアンケートを見ても多いことが分かるので、集客力があるのではないかと。温浴施設に併設するものとしては、飲食施設、子育て施設など、また、フィットネス的な要素を加えることは考えられる。立地条件がよいため、道の駅としての機能は考えられる。インバウンドの観光客が泊まれる宿泊施設が併設できればと考えている。観光地に挟まれているので、休憩地として道の駅に立ち寄れるとよい。道の駅・海の駅として、市の特産品を販売できるとよい。阿多田島や晴海臨海公園と一体的に考え、連携することも考えては。にぎわい交流ゾーンを駅前とすべき。にぎわい交流ゾーンが駅前があれば、寄ってみようという気持ちになる。住居にした場合はそれ以上の発展はないが、にぎわい交流ゾーンとすれば将来的にも発展の可能性はある。温浴需要は施設投資を考えると今後厳しくなると考えられるが、大竹市からの要望である場合は検討する。

宮島航路の可能性を感じる。このように、民間事業者から前向きな御意見もいただいております。

小方地区のまちづくり基本構想最後の章、第9章に、年次別実現プログラムがあります。施策及び事業の中に、新駅設置の早期実現。小方港と宮島を結ぶフェリー航路の検討。国道2号に隔てられた小中学校跡地の往来のしやすさ確保。県有地へ、晴海臨海公園や既存施設と一体的なにぎわいを生み出す企業誘致の促進。こちらは職員の方で、報道等でもございましたように、晴海の県有地であった土地4.6ヘクタールに美術館やレストランが入る施設ができると、完成すれば大竹市に大きな動きと流れが出てくると思います。

4年前の宮島口アンケート、3年前の議員ワークショップ、小方地区のまちづくり市民ワークショップ、ゆめタウン大竹でのオープンハウス、民間事業者との意見交換会、どれも大竹市をにぎわいのある町にしようという御意見が多かったように思います。

そこで問わせていただきます。大竹市民の要望の詰まったまちづくり基本構想、中でも特に目立った小中学校跡地の活用方策、小方港と宮島を結ぶフェリー航路の検討、現在どのようにお考えか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） いつも地域に目を向けられ、もっと大竹市を元気にできないか、魅力向上に向かえないか考えていらっしゃる中での、今回は小方地区のまちづくりについて、小方地区のまちづくり基本構想をしっかりと御覧いただき、御質問と御提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは藤川議員の御質問にお答えをいたします。

小方地区のまちづくり基本構想は、平成25年度の小方学園の開校により、旧小方小中学校の跡地が遊休地となったことを契機に、小方地区に新駅設置を前提とし、晴海臨海公園、亀居公園、小方港などの周辺施設との連動による旧小方小・中学校及び市民プール跡地の有効活用を進め、本市全体の魅力向上を図るため、平成29年3月に策定をいたしました。

策定に当たっては、議員からも御説明がありましたように、市民ワークショップ、議員ワークショップで、小方地区の強み・弱みについてや、小中学校の跡地活用についてなどをテーマに意見を交わしていただきましたほか、小方港の活用方策を検討するため、宮島口でアンケートを実施したり、ゆめタウン大竹で小方まちづくりについての意見を伺うオープンハウスを実施したりするなど、様々な形でニーズや課題を把握いたしました。

これらのニーズ、課題を踏まえて、小方小・中学校跡地を新駅、居住、子育て支援、にぎわい交流、レクリエーションの5つのゾーンに分け、民間活力による活用を中心に整備を目指すこととしました。

そのうち子育て支援ゾーンにつきましては、現在、当初のゾーン分けした場所とは異なりますが、市役所敷地内に新たに子育て支援施設を整備中であり、令和4年度には利用開始となる予定でございます。

その他のゾーンにつきましては、JR新駅の位置が厳密に定まらないことや、市が期待

する民間活力による整備と民間事業者の参画意向・ニーズの不一致、さらには近年大型事業が連続していることによる財政面の事情も絡み、活用に向けた動きがなかなか取れない状況です。現在は利活用にあたって、地籍の整理や民間動向の情報収集や、官民連携の可能性を探るなど、事業化に向けた課題や情報の整理をしているところでございます。

御指摘のとおり、基本構想の策定から3年が経過しましたが、小方地区では晴海臨海公園の整備が進み、子育て世帯を中心ににぎわいを生み出しています。また、先ほど説明しました新たな子育て支援施設の整備、さらには、晴海臨海公園に隣接する県有地に民間資本による美術館が建設される予定があるなど、小方地区の魅力向上につながる施設整備が各所で進んでいるところでございます。今後、各ゾーンの整備に取りかかるにあたっては、これらの基本構想にはなかった新たな魅力とも連動した整備を考慮しながら進める必要があると考えています。

次に、小方港と宮島を結ぶフェリーの航路の検討についてでございます。

平成28年11月に実施した宮島口でのアンケートは、自動車で来訪した宮島口駐車場利用者100人弱の方に、宮島までのアクセスなどについて、聞き取りにより調査をしたものでございます。

対象者のうち岩国方面から来られた24人の方に、小方港から宮島までフェリーが運航された場合、利用したいと思うか伺ったところ、半数の12人が、ぜひ利用したいと回答されました。母数が少ないため、統計的には有効な数値とは言えないかもしれませんが、世界遺産である宮島の観光需要の高さから見ても、岩国方面から宮島を訪れる観光客の新たなアクセス方法の一つとして、大変興味の湧くルートだと考えます。

しかしながら、その実現には、旅客船や運航事業者の確保、発着する港や利用者用の駐車場の整備、航路や運航形態の検討、さらには、宮島口発着の航路を考慮した運賃の設定など、採算面の検討も要するなど、非常に困難な課題があるものと認識しています。

単なる宮島口からの乗船者の分散獲得ではなく、将来、整備された各ゾーンと周辺施設との連動により、小方地区の魅力が高まり、さらなる連動として宮島が視野に入ったときに実現性が出てくるものと考えています。

以上、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 市長の答弁、ありがとうございます。

大竹市民の要望の詰まったまちづくり基本構想、前向きに大竹市民の未来につながる小中学校跡地の活用方策、小方港と宮島を結ぶフェリーの航路の検討をどうかよろしく願いいたします。

2017年1月19日の第1回市民ワークショップ、小中学校跡地の活用方策での意見交換の中に、バーベキューができる公園とありました。こちらは晴海臨海公園デイキャンプ場にて実現してござっております。ありがとうございます。

また、御意見の中に、交流スペースとして夏の避暑空間、人工の川という御意見もございました。晴海臨海公園には陰がありません。水で遊ぶ場所もありません。今年の夏、何度も晴海臨海公園を見に行きましたけど、猛暑の夏は利用される方がほとんどいらっしゃ

いません。

廿日市市は今年3月に佐伯総合スポーツ公園に大型遊具ができました。岩国市は愛宕山にローラー滑り台、大型遊具もある子供の遊び場が、2021年3月に完成予定です。和木町の蜂ヶ峯公園では、公募で決まったB e e + という名のイベントスペース、遊具、イルミネーション広場、レストランなどを配置する新エリアが、2021年4月に完成予定です。

大竹市は晴海臨海遊具広場を造っていただけたことで、ただいまたくさんの方が立ち寄ってくれておりますが、さらに大竹市に立ち寄ってもらえるようにするために、委員会等で話が出てきております移動販売車の設置は、試験的でよいのでぜひお願いしたい。夏に弱い晴海臨海公園遊具広場、年間通して遊んでいただける場所にするために、水で遊べる場所をぜひお願いしたいのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 晴海臨海公園の整備に関しまして御意見いただきまして、ありがとうございます。

1点目、2つ今御質問ございました。移動販売車の取り組み、それから水遊びのできる場所の整備に関してお答えさせていただきます。

まず、移動販売車の取り組みでございます。コロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となることも想定いたしますが、当課としましては来年度の春と秋に試験的に移動販売車の取り組みができるよう、希望者の募集方法などを検討しているところでございます。

2点目の、水遊びのできる場所の整備に関してです。水遊びのできる場所につきましては、地形上の問題から人工的な川の整備はなかなか難しいと考えます。また、よく言われるじゃぶじゃぶ池とか噴水のようなものにつきましては、維持管理面等を考えますと大変厳しいと思っております。

しかしながら、当課としましては子育て世帯の意見などを聞きながら、夏にも楽しめる施設を検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 移動販売車、前向きな御答弁ありがとうございます。

近隣に同じような大型遊具ができる中で、利用者の減少を防ぐために、他の施設と差別化を図るため、他にない水で遊べる場所等もぜひつくっていただいて、晴海臨海公園、このすばらしい公園が今後廃れていかないように、新しいものをどんどん取り入れていってほしいと思います。

最後に質問させていただきます。

晴海地区の県有地だった場所に、来年春頃ですか、美術館やレストランが入る施設が建設開始と聞いております。工事が始まりましたら、大型トラックや重機、工事車両の出入りが多くなると思います。御家族連れや子供たちが集まる公園でもありますし、商業施設もあります。安全面を初め、市との連携はできていますでしょうか。

また、これは分かればいいんですが、美術館やレストラン、完成予定が分かれば教えてください。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 美術館の工事に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

工事中の安全対策でございます。美術館の建設計画につきましては、現時点で具体的な内容は把握しておりませんが、事業者のほうから伺った車両の出入りについては、計画敷地の北側、工業団地のほうから入るということを聞いておまして、公園利用者への安全には影響ないものと判断しているところでございます。

続きまして、完成予定の把握でございます。これも今聞いております公表できる情報としましては、令和3年春から工事に着手し、令和4年11月に工事を完了、それから令和5年の2月頃に開館したいという意向を持っておられると聞いております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。子供たちを初め、人が集まる場所です。しっかり安全対策を訴えていってほしいと思います。

もう完成予定、オープン予定が分かっているみたいですね。美術館やレストランが入る施設が完成すれば、晴海地区がこれから大きく変わると思います。人の集まる所にはさらに人が集まると思っております。にぎわい交流ゾーンを中心とするエリアについて、民間事業者との意見交換会で出た御意見の中に、先ほども言わせていただいたんですが、にぎわい交流ゾーンが駅前があれば寄ってみようという気持ちになり、住居にした場合はそれ以上の発展はないが、にぎわい交流ゾーンとすれば将来的にも発展の可能性はある。私も同じ意見です。

大竹駅が令和5年に完成した後は、基本構想に基づいて新駅の話が出てくると思います。ネット検索で鉄道の駅に道の駅、検索いたしました。道の駅と鉄道の駅一体タイプは、全国的に見てもかなり珍しいようです。新駅と一体の道の駅があれば、廿日市市には世界文化遺産厳島神社があり、宮島の来島者数年間約400万人、岩国市は錦帯橋があり、空港もあり、岩国市の観光客数年間約300万人。そのうちの約50%の方が広島市内、宮島から岩国市へ、もしくは岩国市から広島市内、宮島に移動されております。

大竹市を通過しております2号線沿いには、大竹インターチェンジがございます。今の大竹市には小中学校跡地、これほどの立地条件のよい広い土地はありません。今後も出てこないと思っております。今がチャンスだと思います。ぜひ大竹市を素通りの町から立ち寄る町に、にぎわいのある町にするための小中学校跡地活用をお願いして、質問を終わります。

○議長（細川雅子） 次の一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、大竹市議会会議規則第62条に、議員は市の一般事務について議長の許可を得て質問することができるものと規定されております。

次の日域議員の発言通告書において、議会内部に関する項目があり、市長に対する一般質問の内容として適当でないと思われまます。議会内部に関する項目については別の機会に質問させていただきますようお願いいたします。

続いて14番、日域究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） トリを務めさせてもらいます。くろがねの日域でございます。今の議長のお言葉も考慮しながら、通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

では最初の1問目です。会議録から削除された市議会本会議における議員発言についてです。

市議会の会議録について、一般質問の対象になるのか、市全般についてに含まれるのか否か。前例がありませんので、そういったところは正直ありました。しかし、他にこういうことを言う場がなければ受けていただきたいなと思って通告しました。

今の議長のお話も含めてですが、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

議場において議員には発言の自由があり、その発言は逐語的に会議録に記録するとされています。議員が議長の許可を得て行った発言が、事後になって議員本人からの申し出もなく、一方的に取り消され、会議録上も削除されるということがあるのか。また、あるとすればどのようなケースがあるのか、お尋ねしたいと思います。市政全般を預かる方は市長ですから、そういう意味でぜひそのあたりをお示してください。よろしくお願いいたします。

2問目に行きます。国土調査の成果が感じられない公図と、課税図面との多過ぎる不一致。

土地はその1区画を筆って呼ぶんですね。それを単位として登記簿が作成されます。そこには面積、そして、宅地とか畑とかそういう地目、そして、所有権など、抵当権とかですね。そういう土地に関する様々な権利が記してあります。そして、登記簿と対になるのが、正式には地図と呼ぶんですが、いわゆる公図です。土地の場所や形、位置を図で示したものです。登記簿と公図はセットで初めて意味を持ちます。そして、土地には境界があります。お互いに確認し合っこそ、土地の有効活用に結びつきます。

国は土地利用を円滑に推進するために、大きな補助金を出して市町村に国土調査をさせています。それが済んだ場所は登記簿と公図の精度が高く、取引を行う上でも大きな助けとなります。しかし、国土調査の進捗率は、全国的に見てまだ50%くらいですから、済んでないところは正確性に問題があるということになります。調査が済むまでの我慢だろうと思います。

ところが大竹市は違うんですね。昭和30年代に大竹市の市街地は、国土調査が済んでいるんです。しかし、登記簿も公図も、国土調査が済んでいない自治体と同じレベルだと思います。

たまたま2週間前に偶然分かった具体的な例を申し上げます。すみません。資料を表示してください。タブレットに資料が表示されたと思いますが、そこに図面が2つありますね。左側が公図です。この時期が若干違って、この公図はもう何年か前に私が取ったもので、タイムリーじゃないんですけどね、細部がですね。でも、この肝心な部分は変わっていないと思います。

左側が公図で、右側が市民税務課の課税図面です。赤い線を入れた392の4、これは公

図上ではどこにあるか分かりません。しかし、市民税務課の課税図面には載っていて、多分ですけども、固定資産税は課されていると思います。この土地が文筆されてこの地番が生じたのは昭和31年ですが、なぜ公図に反映していないのか、私には分かりません。それともう一方の51の7ですけども、公図に地番は入っています。しかし、当然大きさが違って、そういう意味で正しくはありません。

これは、日常生活では特に困らないと思います。しかし、自分の土地所有を証明する公的資料がないということになりますから、何かのときには少々面倒くさいことになります。

2週間前に偶然知ったこのケースは、単純なケースですからまだいいと言えるかどうか知りませんが、分かりやすいですね。今回のように登記だけがあって公図に地番が載っていないもの、公図には地番があるのにその地番の登記簿が存在しないものなどが、大竹市のあちこちにあるということです。

課税図面はある意味で、課税目的で便宜的に作ったものです。しかし、課税までできるのであれば、一歩進めて市が公図を訂正すべきではないか、そう思います。もっと踏み込んで言えば、公図にない物件には課税をすべきではないとも思います。

ここで質問ですけども、地番が公図に記載されていないのは、土地を所有している個人の落ち度でしょうか。所有者の責任かどうかということですね。その点お答えください。少なくとも大竹市は高い率の補助金を受けて、国土調査をした自治体です。その結果、満足な成果を出すことに失敗したのは大竹市であって、市民は被害者だと思うのです。和木町や岩国市はほぼ完璧のようですから、一体大竹市は何をしてきたのか。せめて分かっていることぐらいは、機会を捉えて公図の訂正をしてほしい。そのぐらいの市民に対する償いはあってもよいように思いますが、お考えをお尋ねいたします。

3番目に行きます。

昭和30年代の雑な市政が、今の大竹市を苦しめる。国土調査も含めてですけども、昭和30年代に原因がある問題点ってたくさんあるような気がします。今年の夏の議会報告会で、雨水排水の問題がかなり目立ちました。大竹地区の雨水排水はもともとが農業用水らしくて、そのまま雨水幹線などと立派な呼称をつけていますけれども、実態は昔と余り変わらないのではないかと考えています。

流れが悪いことの象徴として、新町雨水排水ポンプ場が未完成であるということが言われますが、果たして本当にそうでしょうか。人体に例えれば、心臓を治しても血管が傷んでいれば、血液はうまく流れません。農業用水のままの水路ですから、ポンプ場までがうまく流れなければ、ポンプも活躍できないです。

そこに新たな問題が見つかりました。正直言いまして信じられないんですが、再度資料を御覧ください。水路の写真です。これは大竹2号雨水幹線がJRにかかる直前の道路下の写真です。昔ペットショップがあって、店頭で猿がいたお店の前です。雨水幹線の水路を横切っているのが、汚水と雨水と一緒に流す合流管だそうです。水の流れをまるでダムのようにせき止めてしまうような構造です。こういう合流管を設置したことについて、正直言って無責任にもほどがあると感じるのは私だけでしょうか。

大竹市の最初の公共下水がこの合流管だと聞いています。私が小学生の頃の記憶として、大竹小学校裏の白石地区は広い田んぼでした。大雨のときは稲が水面下に隠れ、一面が湖のようになっていました。そのことへの対策が最初の下水道で、当時は雨水に重きを置いた合流管だったということなんでしょう。とはいえ白石地区さえよければではなくて、白石地区の水もこの新町地区の水路を流れて、海へ行くわけですね。そういう意味では右足で左足を踏んでいるような、その流れを邪魔したんでは何のための合流管か分からないんですけれども、なぜこんなことになったのか。今さら分からないかもしれませんが、もし理由が分かれば教えてください。

こういう明らかに人為的な、市が行ったことの、行為の結果ですからね。こういうものからまず直していかないと、ポンプ場とかいう新規のもの前にやっぱりこういうものは直してほしい。新町雨水排水ポンプ場より先にこの部分は改善する、そういうことを明確におっしゃっていただきたい。そのように思います。

以上、3点が今回の私の質問です。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市にとりまして積年の課題でもございます公団、そして、雨水排水の問題につきまして、改めて御質問をいただきました。

これらの課題につきましては、私が市長に就任する際に解決すべきものとして位置づけておりましたが、残念ながら現在も解決には至っておりません。解決には時間と大きな費用がかかりますが、解決に向けて一步一步でございしますが、進めてまいりたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の市議会本会議における議員発言についてでございます。

御承知のとおり、地方公共団体の行政運営の仕組みとして、地方公共団体には長及び議会が置かれ、いわゆる二元代表制という形が取られています。私は大竹市の長として本市を統括し、代表するという立場にあるとともに、本市の事務を管理し執行するという役割がございします。

一方で大竹市議会は議員の皆様16名の合議による運営がなされており、皆様方の真摯な協議、そして、活発な議論を経て、大竹市の重要案件につきまして議決されるという、大きな役割を果たされております。

昨年の12月市議会本会議での議員の発言や会議録の取り扱いにつきまして、大竹市の事務かどうかと問われれば、広く捉えた場合には大竹市の事務と言えるかもしれません。ただ、議会の運営につきましては、地方自治法第120条に、普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないと規定されていることから、それぞれの地方公共団体の議会が会議規則を定めた上で、その規則にのっとり、運営をされていると認識しております。議会の運営のあり方、即ち議員の皆様が主体性を持って決めるべき事柄に、市長の立場でどこまで言及することができるのか、大変疑問がございします。

したがって、御質問の件につきましては、私自身は言及することを差し控えさせて

いただきたい、そのように考えております。大竹市議会の中で十分に議論を尽くされ、適切な取り扱いを判断していただくことを願っております。

次に、2点目の公図、課税図面についてでございます。

固定資産税は通常、台帳課税主義の原則にのっとり、賦課期日において登記簿に記載されていれば、課税されることになっています。市では改善するに当たって、土地を評価するため、現況に合わせた土地の大きさ、形状などの必要な情報が分かる、大竹市地番図を課税資料として備え付けています。この地番図は、土地の配置を示してはいますが、あくまで課税を目的とした図面であり、土地の権利関係を示すことを目的とした図面ではございません。

議員から御提案いただいた課税資料を基にした公図の訂正の申し出ではありませんが、土地所有者から相談があり、市の明らかな間違いが原因で、公図と実際の土地の位置及び形状の相違が判明したものにつきましては、公図の訂正の申し出を行ったことはあります。また、本市からの要望で、広島法務局に主導していただき、平成26年度に南栄2丁目・南栄3丁目の全域、西栄3丁目の一部及び東栄1丁目の一部で、平成27年度に新町2丁目・新町3丁目の一部、本町1丁目の一部及び本町2丁目の全域で、精度の高い登記所備付け地図を作成いたしました。

引き続き市独自で地図混乱地域の公図の訂正をしようとしたこともありますが、実施には至っておりません。公図の訂正には、測量などの費用、人員、時間がかかります。しかし、地図混乱地域を解消することは私の政策課題でもあり、前向きに検討してまいりたいと考えております。

3点目の昭和30年代の市政についてでございます。

市街地の浸水対策として、新町雨水排水ポンプ場の整備だけでなく、水路の改良が必要であると御提言いただきました。議員が示された新町1丁目地内の大竹2号雨水幹線水路内にある下水道管は、汚水と雨水と一緒に流す合流式の下水道管で、一本の管で雨水排除と水洗化が行われるようになっているものでございます。

本市では昭和30年代から下水道事業を実施しており、早くに下水道事業に着手した都市で、この合流式の下水道管が採用されています。通常は水路の下に下水道管を通しますが、御指摘の箇所では水路の下に既に企業の600ミリメートルの大きな工業用水道管が通っていたため、下水道管を埋設することができず、水路内を下水道管を横断する形で施工しました。水路の中を下水道管が横切っていることで水の流れを遮っていることは、御指摘のとおりでございます。水路の水を流れやすくするために、下水道管の下を掘り込むなどの改良を行ってはおりますが、完全な解消には至っておりません。

水路の沿線の冠水などを軽減していく上で、課題の箇所であるとは認識しており、ほかにもどのような解消方法があるか検討していきたいと考えています。

以上で日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 御答弁ありがとうございます。

最初の会議録の件は、再質問しません。

2番目の国土調査、公図のことですけれども、実際問題として今御答弁にありましたけど、大竹市内でも随分手を加えるというか、やっている部分はあって、いわゆる14号地図っていうんですかね、一番精度の高い本来の地図ですけれども、そういうものが用意された場所が大竹市内にも何か所かあるって聞いて、私正直驚いたんですけれども、面積から見ればごく一部なのかなって感じがします。

公図ということと課税ということがリンクしているわけですね、国の制度の中で。公図自体は土地の所有権とかそういう土地の政策ですよ。それに乗っかって、それを台帳課税主義という言い方もありますけれども、その公図に基づいて課税をするというのが今の税制だと思うんですけれども、例えばさっき示した例ですよ。シンプルな例ですけれども、公図と課税図面に違いがある。この公図に載っていない方に対して課税図面に載っているということは、課税してるんだと思いますが、それは同意を得てしているのですかね。

実はこの質問、9月にもしようかと思って、ヒアリングだけして終わったんですけれども、あのときは同意を得てやっていますということではあった感じがしますけれども、それともう一個、仮に同意がない場合に、じゃあ諦めるんですかっていうのがありますけれども、それともう一個は、現況課税ってありますよね。宅地になっても、そこに柿の木が一定の条件で植わってれば宅地扱いにしないとか、それは見て、その場で決めるわけですから、その現状がどうなっているかっていうことは非常に大事なんですけれども、こういう公図にない土地についての現況確認ですがどうなっているのかなという感じがします。

それともう一つお尋ねします。岩国大竹道路の用地買収、大分昔の話ですけれども、不明地がたくさんあって大変だったという話がある人に聞いたことがあります。大変だったっていうのは、ある意味では大変だったけど、そのことによってそのあたりは地図が訂正されたということなのかなと思うんですけれども、大型開発とか公共事業があればそれを機に地図が訂正されるのかなという気もしますけれども、大竹市が土地を買収したりするときにそういう不備があれば、その場で訂正するんでしょうか。そこを教えてください。

○議長（細川雅子） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） まず、公図にない地番の課税についてで、同意を得ているかということだと思います。

まず、議員がおっしゃるとおり、固定資産税は台帳課税主義を原則としております。そのため土地に対する固定資産税は、原則として登記簿上の所有者に課税されるということになります。公図に地番がない場合でも、課税対象となるということになります。その場合、土地の所有者情報とか土地の分合筆の経緯、地番の並び方、そういったところから推察して、公図上筆界が未確定ではあるんですけれども、例えばこの敷地の中に含まれるのが妥当というような推定ができる場合、課税図面、正式には地番図というんですけれども、地番図に公図で明記されている地番の土地の筆界線の中に併記する形で明記して、課税するということになります。

そういったことから、同意を得ているかということになれば制度上こういったことが認められておりますので、特に同意を得てはいないんですけれども、例えば、所有者の方から御相談等がありましたら、過去の経緯やその周辺の土地の使用状況を所有者に伺うなど

して、例えば賦課期日において事実上存在しない土地ということが十分調査しても認められる場合は、課税することはできませんので、所有者から土地所在不明申請書を提出していただきまして、課税保留といったケースもございます。

それと現況課税を伴っていますかということなんですけれども、年1回市街化区域におきましては、地目認定をするために現況のほうを調査しております。

それと、地番図等の所有者の方から御相談があって、地番図等の修正等が結果的に至るケースというのがほとんどですので、そういったことでは所有者の了解を得ていると考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 公共事業等で土地買収するケースについて、公図と現地が合わないということも多々見られました。

近年大きく整理した例で言いますと、市道の青木線と、名前を言いますと三興化学工業株式会社のあたりから小瀬川に向かっていく道路ですけど、拡幅する部分は少しであったんですけど、周辺の土地に形、面積とかが違うところがありましたので、そういうところについては公共事業に関する修正ということで、大きく修正した部分はございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 税っていうのは本人が同意したとか同意しないとかありませんから、所得税払いとないけんと言うても、ええよって言うわけじゃないですか。これは国民の義務であって、上からがんと来るものですからね、そこに本人の意向を聞くとかいう要素が少しでもあれば、これは税の本質をなしてないという気がいたします。

土地所在不明申請書。私、今ああいう言葉を初めて聞いたんですけども、要は何番地っていう登記簿があって、それが例えば使用者が私になっているとしますよね。でも、自分がはっきりしない、その所在地をよく知らない場合に、悪いけどわし、自分の土地どこにあるか分からんのじゃけどという書類を市に出すわけですね。そして、そうであると認めたら、それは課税を要はお預けにするということなのかなと思いますけれども、そんな書類があるんだったら、またの機会で結構ですから見せてください。

さっきから課税図面とかいろんな言葉が出てきますけど、あの右の上に、法的根拠を持ちませんっていう表示がしてありますよね。そもそもあれ、コピーすることがあるときから始まったんですけど、私今でも覚えてますけれども、油見の地区懇談会があったときに、市長もおられましたけど、元議員の方が、ほかの町は課税図面コピーしてくれるのに何で大竹市はしてくれんのやって、不便でしょうがないって。そのときに市長が、じゃあ考えようっておっしゃって、それからしばらくしてそうになりました。

結局そのとき私、深いことは理解なかったんですけども、やっぱり出しづらかったっていうのは正直あるんだと思うんですね。手で写すなら、誤差がありますから、問題が少ないということだと思いますが、ぜひ併せて公図に近づけてほしい。本当に大変なのかどうなのか分からないですけども、少しずつでいいですからね。

まず、言いますね。公図にないところに税金かけちゃいけないっていうような判決が、

現に裁判所でありますね。で、地方税法第381条がありますけれども、そこにざっとあって、第7項かな。要するに、課税上必要があるところは市のほうから法務局に訂正を申し入れよってというわけですよ。でも、大竹市の場合は公図の訂正なしに課税してますから、困らないわけですが、本来地番を地図の上に振っていく仕事は、法務局の仕事なんです。大竹市が地番を振る権限はどこにもないはずなんです。地番を振って、それで適当に所有者らしき人といよいよねって言って合意を取ってそこに課税をするっていうことは、それをやったら手が後ろに回るわけじゃもちろんありませんけれども、今の国が考えている課税の仕組みとは違うんですね。

だからこの課税、地方税法第381条第7項ですね。課税上支障があると認める場合、市が、課税上困るといときには、法務局に言いなさいと。そしたら法務局がそれをちゃんと受け止めて対応してくださいねというのがこの条項なんですけれども、大竹市はその、余りに多いからかもしれないかもしれませんが、公図を直さないまま課税をしていると。だから困らないわけですよ。道路交通法無視して走れば、どこに車を置いても自由ですからね。わしゃ困らんよってというのと一緒ですけども、それはルール違反なんですね。そこを、すぐには無理かもしれませんが、少しでも前へ進めてほしいと思います。

もう一個、これ土木課の方にお尋ねしたいんですけども、さっきの公図がありましたけれども、私が示したやつですね。登記簿にない土地を売買するとかで、あの分で言ったらそばに里道があるんですけども、登記簿に載ってない土地を、境界立会したいって言ったら、どのように対応されますか。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 個人でお持ちの土地で、登記簿に地番が載っていない場合。当然道路とか水路に接する場合には市のほうに境界立会の申請を出されてくることはあります。

現在、申請を受ける中で、民地と官地との境については大竹市のほうもそこを確認するんですが、民地の中に、多分個人の土地の中に二筆、記載は1つですが、二筆、三筆ある場合、ここについては中の整理については、こちらのほうは特に求めることはありません。境界立会については、官地と民地ということでの決定のほうは、今、市で決定をしているという、手続を行っています。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 公図に地番がないところは課税をしてはいけないという判例があると言われたんですけど、それは私が存じ上げてないんですけど、私たちの解釈は、台帳課税主義ということで、まずは登記簿に地番があれば課税します。ただ、現地に、現地というか実態として土地が存在しない場合は、これは課税できません。そういうふうに解釈しております。

○議長（細川雅子） 日域議員。4回目です。

○14番（日域 究） 私も、裁判の判決って簡単に書いてあって、読みにくいんですけども、さっき最初に私が壇上で話をしましたけど、土地っていうのは区画があって、それを筆って言うんですね。筆には番号が1個ついているのが当たり前なんですけれども、そこに2つついているっていうことは、2つの地番に1つの筆でかけてるわけですから、こ

れは二重課税だって。これは不動産鑑定業者なんかの一番まともな組織ありますよね、一般財団法人日本不動産研究所かな。そこのホームページに出ています。そこに一回電話かけたら、地番が不正確な場合は鑑定を断ることがありますって言われましたけど、それはさておいて。

だから、今やっていることをやめろという気はもちろんないんですけども、要するに公図をちゃんとしようというのが国の考えですから、それをなしに取りあえず済まそうという便宜的なことはやめなさいということだと思えます。じゃあ困ると言ったら、じゃあ公図を直しましょうよと。

それでさっき市長が答弁でおっしゃいましたけど、意外に大竹市もあちこちやってるわけですよね。そんなに大変なのかって、大変ですけども、やったらいいと思いますし、それとこれ考えてまして、筆界と所有権界っていう難しい言葉あるんですけども、ここがもともと土地の境界だったとしても、いつの間にか自分がこっちまで使ってたとか、使っているということあるわけですよ。でも、筆の境はこうなんです。ここで出っ張って、出っ張ったまま、20年、30年使ったら、境界はここですけど、ここまで自分の土地ですからね。おまえ引っ込めということはないですよ。これは民法にありますから、20年以上ですよ。たとえ自分がそれを知っていたとしてもですよ。平穩かつ公然と所有というか、占有していたら、自分の物になる。これは私、裁判で受けましたから、実際に。あるんです、あの民法生きてるんです。

だから、この筆界っていうことと所有権界は別だということを言えば、この地籍調査っていうのは、私はもっと楽になると思いますよ。それ、すごく難しくてなかなか理解していない人が多いと思います。皆さん方もそこを分かってないんじゃないかと思いますが、それも含めてもう一回勉強してほしいと思います。

さっきの立会のことですけど、よく聞こえなかったんですけども、その所有者が誰か分からないけど、民地と官地の間はこうですよとやるんだっていうことですか。もう一回お願いします。

よく土地家屋調査士の方がやりますよね。棒を持って写真撮ったりしますけど、誰か分からん、公的にはですよ、大竹市の文書には法的根拠を持ちませんって書いてあるわけですから。税金を払ったらその人のものですか。そういうことはないですよ。私の知ってる人が、自分が借りた家に勝手に増築をして、それを市民税務課に言って、わしが増築したって言うわけですよ。そして、僅かなことですけど、家屋の固定資産税をわざわざ払うんですよ。それで払ったその領収を持って、あれわしんじやって言う人がいましたからね、私の知った人に。ある弁護士からそういう書類をもらったことがありますけど、知りませんって返したら終わりましたけど。

だから、課税をしたから本人のもんだっていうのは、これは全然理論は違いますから。誰か分からない者との間で境界立会するのかということ、もう一回お答えください。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 官地と民地の境界立会でございますが、申請者は名前を書き、住所を書き、登記簿を出しということでございますので、市も誰と分からない方と立会する

ということをごさいます。ただし、代理人として土地家屋調査士であったり司法書士、そういった方と立会することはごさいます。ただ、相手はあくまでも明確であり、そして、現地で境界の1点、1点、官地と民地の確認をいたします。そういう状況で行っております。

○議長（細川雅子） 次、5回目です。日域議員。

○14番（日域 究） 立会するからには官地があつて、それに隣接する土地の持ち主から申立てがあつたりするんじゃないんですか。私があさつてのほうを、あそこの立会したいって権利も何もない人間が言ったら困るでしょ。ここで結論は出ないかもしれませんが、やはりいろんな意味で土地がはっきりしないということは、まちづくりとかまちおこしとか活性化とか言いますけれども、物すごく難しいわけですよ。それを土地買って、じゃあ宅造して転売しようっていうそういう開発業者から見たときに、公図が見られていたら、いつ売却できるか分からんわけですよ、売り出せるか。その後、避けますからね。そういうところが大竹市にいっぱいあるということは、大竹市はもう地雷原かもしれないわけです。

だからそこは、地味な仕事にはなりますけれども、逆に市民に理解を求めながら進めていってほしい。隠すんじゃないで、実はこうなんだと。でも、まちのために協力してくださいって言えば、私は可能であるし、それが本来のやり方じゃないかなと思います。これはいいです、終わります。

さっきの次の3番目ですね。水路の問題は、あの現場は川の中に入って私が写真を撮ったんですけども、面白いとしか言いようがありませんけれども、もともと川の流れは自然流下ですから、重力で流れるような川ですよ。それで公共下水道も基本的にポンプじゃないから自然流下ですよ。だからあの設計をするときに、邪魔なものがあつたら下に潜ろうとかいうことは、普通じゃ考えられませんから、相当前からここからここまで物を流すのであれば、そこがどうなっているか調べないとできないと思うんですけども、しかもあの川は大昔からあると思いますけど、工業用水もどっちみちあの時代でしょ。戦前からあるのかどうか知りませんが、それで工業用水は水圧があるんだと私は思ってますから、工業用水はどうかすると、そこでかわしても、それは水圧で流れていきますけれども、自然に流れていくものは水平交差不可能ですから、そのぐらいのことは土木に関わった技術のある方であれば当然分かってるわけで、多分その辺も大急ぎでやったということなんでしょうね。

正直言って、どういう思考回路であんな図面書いたのかなっていうのがあつたんですけども、何か一言。もう一步踏み込んだ御答弁が欲しいなと思います。

○議長（細川雅子） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 正直、当時どういった細かな経緯で、あそこに公共下水道の合流管を設置したということにつきましては、詳しく御答弁できる資料を持ち合わせておりませんが、支障になるものがあるということで、市長の答弁でも申し上げましたが、水道管の下を掘る等の解消措置を途中で取らせていただいているところでございます。

また今後も、市内何カ所か支障がある下水道管があるところにつきましては、ほかにど

のような方法、この場所においては追加でどのような対策が取れるかということを検討していきたいと考えているという答弁しかできないことを、お許しいただければと思います。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 本当に考えたら考えるほど面白いんですけども、とにかく公共下水道っていうのはポンプで押ししたり、上げたり下げたりっていうことがあるのかどうか知りませんが、工業用水道は当然、水圧がかなりあると思います、知りませんが、多分そうだと思います。

それで考えてみたら、下水道管をこうするわけにはいきませんよね。上げたり下げたり、ポンプで押しせば別ですけども、上げたり下げたりするわけにはいかない。川の水も自然に流れているものですから、あそこで川を上げるっていうわけにもいきません。

工業用水道はどうにでもなる、お金さえあればどうにでもなりますけれども、でも工業用水道は地下に潜っているわけですから。例えば、工業用水がなかったとしますよ。工業用水道の管がなかったとして、じゃああの川の下を潜らせるはずだったんですかね。そしたら、あの高さになぜいるのっていう気がしますがね。もともと川の下を潜らせるつもりで来たらここに工業用水管があったのであれば、ぶつかって終わりのはずなんですけれども、あそこだけ上げたんですかね。工水の管をかわすために、あそこだけ上に上げて川にぶつけたんですかね。

その当時の人間の立場になってみたら、頭の思考回路が成り立たないわけですよ。知らなかったんだったらあの位置にならないはずですから。知らなかったら工業用水道の管にぶつかるはずですよ。何で川の中に入ったかっていったら、余りにもおかしいでしょ。小説を書くとしても成り立ちませんよ、これじゃ。だから余りにも面白いんですけども、何はともあれ大変だと思いますけれども、こういうことをよろしく対応してください。お願いします。

質問を終わります。

○議長（細川雅子） 以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第84号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第84号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。

この委員のうち、前田興二氏が令和3年3月4日をもちまして任期満了となります。前

田氏は、平成21年3月5日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第84号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって議案第84号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第9〔一括上程〕

議案第85号 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について

議案第96号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

議案第97号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第98号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第99号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理についてから、日程第9、議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第85号及び議案第96号から議案第100号までにつきまして、一

括して説明申し上げます。

初めに、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律による延滞金の割合の特例の改正に伴い、延滞金等の割合の特例等について所要の改正をするため、関係条例を一括して改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条から第10条までの各条例につきまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める等の字句の修正を行うものでございます。

また、延滞金または遅延利息の額の計算において、加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%とすることを規定するものでございます。

施行期日は、地方税法の一部を改正する法律の施行に合わせて令和3年1月1日としており、経過措置として、令和3年1月1日以前の期間に対応する延滞金または遅延利息については、改定前の規定を適用するものとしております。

続きまして、議案第96号から議案第100号までの各会計補正予算につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに31ページからの議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7,194万5,000円を追加し、予算総額を215億5,721万2,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により39ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2,216万円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、各種証明書のコンビニ交付を実現するためのシステム構築委託料3,378万4,000円を計上するものでございます。また、特別定額給付金給付事業の終了により、不用額を整理するものでございます。

第3款民生費は、1,492万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費として、公立保育所の消耗品費200万円、私立保育所等への支援として350万円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、8,073万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、院内感染を防ぎながら患者への診察が適切に行えるよう、医療機関への支援として2,214万円、健やか安心基金積立金5,859万円を計上するものでございます。

第6款農林水産業費は、214万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、漁業集落排水特別会計への繰出金を計上するものでございます。

第7款商工費は、1,651万7,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、広島県における

緊急事態措置等による休業等の要請に協力し、休業期間中に雇用を維持等した事業者への支援金について、大竹市の負担額が確定したため減額するものでございます。

第8款土木費は、2,945万6,000円を減額するものでございます。

主な内容といたしましては、恵川橋歩道整備工事1,350万円、御園集会所解体工事650万円を計上するものでございます。また、今年度内の整備が困難となった晴海臨海公園整備事業に要する経費を減額するものでございます。

第10款教育費は、204万4,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、中学校費に小規模工事95万3,000円を計上し、新型コロナウイルス感染症拡大により延期となった事業に要する経費を減額するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、37ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、第2次交付分の2億4,836万5,000円を計上するほか、歳出を計上しております事業に対する国庫補助金を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県補助金844万2,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、市営住宅基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整などを予定しているものでございます。

第21款諸収入は、62万5,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大により事業が延期となったことに伴い、スポーツ大会参加料の減額をするものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて620万円を増額するものでございます。

34ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

35ページの第3表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

35ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

続きまして、47ページからの議案第97号令和2年度漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ214万4,000円を追加し、予算総額を3,603万1,000円にするものでございます。

主な内容といたしましては、管渠施設改修工事110万円、処理場改良工事104万4,000円を計上し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、51ページからの議案第98号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ36万2,000円を追加し、予算総額を6,775万円にするものでございます。

内容といたしましては、令和元年度の決算剰余金について、一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ18万1,000円計上し、歳入の前年度繰越金で調整するものでございます。

続きまして、55ページからの議案第99号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ588万4,000円を追加し、予算総額を29億2,742万6,000円にするものでございます。

内容といたしましては、報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料を計上し、歳入として国庫支出金及び一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、59ページからの議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ732万6,000円を追加し、予算総額を5億1,423万2,000円にするものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして納付額が確定したため、保険料等負担金を652万1,000円、税制改正に対応するためのシステム改修委託料を80万5,000円計上し、歳入として国庫支出金及び一般会計繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第85号及び議案第96号から議案第100号までの提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第96号は総務文教委員会に、議案第85号及び議案第97号から議案第100号に至る4件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第86号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

○議長(細川雅子) 日程第10、議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長(三原尚美) 議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正について説明いたします。

大竹会館改築等事業に伴い、支所機能を一時的に移転しておりますが、改築完了後に大

竹会館内に戻すため、大竹市役所支所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。本条例中、大竹市役所大竹支所の位置を、元の大竹支所と同じ敷地を示します大竹市本町一丁目9番3号に変更するものです。

また、附則において、施行期日を大竹会館内の事務所で業務を開始する令和3年2月15日と規定をしています。

以上で、議案第86号の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第86号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第13〔一括上程〕

議案第87号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第88号 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について

議案第89号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第11、議案第87号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてから、日程第13、議案第89号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第87号から議案第89号までにつきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第87号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

大竹市総合福祉センター設置及び管理条例第6条の規定に基づき、大竹市総合福祉センターの指定管理者を指定しておりますが、令和3年3月31日をもって、指定管理期間が満了いたします。これに伴い、新たに指定管理者を指定するのに先立って、本条例第6条の指定管理期間を3年から5年に改正するものでございます。

大竹市総合福祉センターは、条例に基づき、3年を指定管理期間として指定管理者を決定してきました。この施設は市民の福祉の推進を図るため、在宅福祉及び地域福祉推進の拠点であり、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。

このため、指定管理期間を延長することにより、受託者がより人材の育成と確保をしやすく、安定的なサービスの提供や事務の合理化が期待できると考え、指定管理期間を

3年から5年に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第88号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

大竹市地域福祉会館設置及び管理条例第6条の規定に基づき、大竹市地域福祉会館の指定管理者を指定しておりますが、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了いたします。これに伴い、新たに指定管理者を指定するのに先立って、本条例第6条の指定管理期間を3年から5年に改正するものでございます。

大竹市地域福祉会館は、条例に基づき、3年を指定管理期間として指定管理者を決定してきました。この施設は広く市民に開かれた地域福祉推進の拠点であり、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。

このため、指定管理期間を延長することにより、受託者がより人材の育成と確保をしやすくなり、安定的なサービスの提供や事務の合理化が期待できると考え、指定管理期間を3年から5年に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第89号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例第10条の規定に基づき、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者を指定しておりますが、令和3年3月31日をもって、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理期間が満了いたします。これに伴い、新たに指定管理者を指定することについて、本条例第8条の指定管理期間を3年から5年に改正するものでございます。

大竹市養護老人ホームゆうあいの里は、条例に基づき、3年間の指定管理期間とし、指定管理者を決定してきました。当該施設は老人福祉法に基づき市が行う措置業務を行う施設であり、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。

指定管理期間を延長することにより、受託者における人材とその育成期間の確保による安定的なサービスの提供や事務の合理化が期待できると考え、指定管理期間を3年から5年に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第87号から議案第89号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

日域議員。

○14番（日域 究） すみません、1つだけお願いします。一斉に期間が5年になるんですけども、何か法律の改正とかあったんだったら教えてほしいんですが。そうじゃないんだ

ったらたまたまですかね。すみません、気になったもので。

○議長（細川雅子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 提案理由で説明申し上げましたとおり、特に法律の改正とかがあったということではなくて、サービスの提供の向上であるとかそういったことを含めて総合的に判断いたしまして、3年から5年に延ばすことが必要であろうと考えて提案をしたものでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議案第90号 大竹市総合市民会館条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成27年9月に国において勤労青少年福祉法等の一部が改正され、勤労青少年福祉法が青少年の雇用の促進等に関する法律に改められたことに伴い、勤労青少年ホームの設置の規定が削除されました。また、会員も著しく減少しており、総合市民会館3階の勤労青少年ホームを活動場所としているサークルはない状況でございます。

時代背景の中で、本市が勤労青少年の活動のための施設を設置し、勤労青少年の活動を支援することの役割は終えたと判断し、勤労青少年ホームは廃止した上で、実態に即した形で、勤労青少年ホームとして使用していた場所を中央公民館に転用するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の具体的な内容について御説明をいたします。

本条例の勤労青少年ホームに関する規定を削除し、及び勤労青少年ホームの使用料を中央公民館の使用料に移行するものでございます。

また、3階の音楽室及び軽運動室について、1時間までごとに中学生以下の者は30円、その他は100円とする個人使用の区分を新設するものでございます。

その他、娯楽談話室を談話室に、料理講習室を料理講習室（2階）及び料理講習室（3階）に名称を変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第90号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 議案第91号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 佐伯和規 登壇〕

○消防長（佐伯和規） 議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

令和2年8月27日に、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、対象火気設備等のうち、急速充電設備に関する基準を、国が定める基準に合わせ変更しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、電気自動車用急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大し、併せて火災予防上必要な措置を講じるため、急速充電設備本体その他の部位等に応じて、それぞれ安全対策に関する規定を定めようとするものでございます。

また、全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置に関し、事前の届出が必要となる規定を追加しようとするものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とし、施行の際既に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備には、改正前の基準を適用する経過措置を定めております。

以上で、議案第91号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第91号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 6 ～日程第 1 8 [一括上程]

議案第 9 2 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

議案第 9 3 号 指定金融機関の指定更新について

議案第 9 5 号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてから、日程第18、議案第95号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る3件を一括して議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 中村一誠 登壇]

○総務部長（中村一誠） 議案第92号、議案第93号及び議案第95号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合は、現在、8市、9町、9一部事務組合、1広域連合の合計27団体により組織されています。

このたび、本組合の構成団体である世羅三原斎場組合が令和3年3月31日をもって解散し、同年4月1日から本組合を脱退することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第93号指定金融機関の指定更新について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が来年3月31日をもって満了することになっております。

このため、昭和39年に指定金融機関制度が始まり指定されて以来、事故なく56年間公金収納及び支払い事務を遂行してこられた実績から、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが本市の実情に適していると考え、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、指定期間を更新しようとするものでございます

続きまして、議案第95号大竹市マロンの里指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この間、この施設の設置目的でもあります農村と都市の交流を初め、地域製品の販売促進等、円滑な管理運営が図られてきており、このたび引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定したいと考えております。

なお、指定管理期間につきましては、現在、3年間の複数年契約としているところですが、現在、県内の農業協同組合において合併の協議が進んでおり、令和4年度以

降の体制が不明瞭なことから、指定期間を令和3年度の1年間とし、地域全体が一層活性化されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第92号、議案第93号及び議案第95号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第19 議案第94号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第19、議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、9番西村議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。

この結果、休憩所内での自主事業の開催など施設の活用が図られております。また、建物の維持管理につきましても、適切に管理されています。

指定期間は本年度の3月31日までとなっており、引き続き令和3年度から令和5年度の3年において、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第94号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第94号は総務文教委員会に付託いたします。



日程第20～日程第21〔一括上程〕

議案第101号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第102号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第20、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第21、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第101号及び議案第102号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出の修繕費の増額及び企業債償還金の増額を行うものでございます。

まず、修繕費の補正につきましては、本年7月から8月にかけて発生しました、県道乙瀬小方線・御園橋付近で工業用水道管の漏水補修費用として、約510万円の修繕費を支出しました。緊急を要する工事であったため、予算については流用で対応させていただいておりますが、今後の緊急漏水工事等に対応するため、営業費用中、給配水費の修繕費を300万円増額し、総額を4億7,406万円とするものでございます。

次に、企業債償還金の補正についてでございますが、過去に借り入れた企業債のうち、令和2年中に利率見直し時期が到来したものについて、借入れ先から提示された見直し後の利率が想定していた利率よりも低く、当該企業債の償還方法が元利均等方式であったため、令和2年度の利息支払い額が下がった分、元金償還額が増加し、予算額を超過したため、企業債償還金の不足見込み分15万3,000円を増額して、資本的支出の総額を4億9,301万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

このたびの補正予算は、資本的支出中、建設改良費の管渠工事費の増額を行うものです。管渠工事については、市内の新築住宅等への下水道取付管及び公共ます設置のため、予算計上しているものです。本年度は、新築住宅等の建設に伴う下水道取付管及び公共ます設置の件数が、例年と比較して1.5倍以上に増加しており、当初予算額では不足する見込みであるため、資本的支出の建設改良費を、今後の不足見込み分1,800万円増額し、資本的支出の総額を7億4,339万3,000円とするものでございます。

また、この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費を増額しようとするものです。

以上で、議案第101号及び議案第102号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承

認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第101号及び議案第102号は、生活環境委員会に付託いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は13時を予定しております。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 5 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に続いて会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

**日程第 2 2 令和 2 年陳情第 1 号 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情**

○議長（細川雅子） 日程第22、令和2年陳情第1号大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和2年陳情第1号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第 2 3 令和 2 年陳情第 2 号 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情**

○議長（細川雅子） 日程第23、令和2年陳情第2号議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和2年陳情第2号は、会議規則第141条第1項のただし書の規定により、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 山崎でございます。

ただいま議題となっております、受付番号第120号大竹市栗谷町谷和甲218番地谷和自治会二井博文ほか510名の、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情について、この陳情について陳情文を議会で朗読しない、しかも即決ということではありますが、本陳情については510名にも及ぶ地域住民の皆様が署名をされて、印鑑までつかれて陳情者として提出されたものだと思うわけでありまして。そういった住民の声を議会で、実質的

に審議もしないで即決で決めてしまうということについて、私は非常にこんな議会運営をしとったら大竹市議会は住民から見放される、大竹市議会自らが政治不信をつくっていくと、そういった危機感を持つわけであります。

そういったようなことから、この陳情文についてはきちんと陳情文書表を朗読し、そして、510名のことをしっかりと審議すべきだと考えるわけですが、即決になる理由についてお伺いをしたいんですが、どういうふうに御答弁をいただけるんでしょうか。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） この取り扱いについては、先般行われた議会運営委員会においても説明を事務局からいたしておりますが、昨年9月に提出された陳情書は、今年3月の定例会で不採択と決まっております。また、陳情事項から付託先は常任委員会、議会運営委員会ともに適当でないと考えられるために、大竹市議会会議規則第141条第1項のただし書規定により、委員会付託を省略して即決とするものでございます。

以上です。

山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま御説明をいただきましたが、昨年12月議会で諮られ、3月議会で否決された陳情につきましては、谷和地区における太陽光発電建設計画に反対を決議してほしいという陳情書でありました。

今回の陳情書は、この陳情の中にありますように、議会基本条例をしっかりと守ることを誓うこと、大竹谷和大規模太陽光陳情書を議会基本条例に沿って再審議して、広島県に対して大竹市議会として以下の3つの理由で建設場所にふさわしくないと意見書を送ってほしいと、こういった陳情でありますから、3月に否決された陳情書の内容と全然違うわけであり、あのときには陳情書に反対してほしいということであったんですが、今回は意見書を採択して県知事へ送ってほしいということでありまして、全然質が違うわけで、しかも同一の会議、例えばこの12月議会で同じ議案を2回出したらいけんということはあるけれども、今回の陳情ははるか9カ月前に不採択になった陳情と全然質が違うわけでありますから、これは私は真摯に審議し、市民の前に明らかにすべきだと思います。

この陳情文書表を朗読されんということの中で一番大事なのは、2ページ目の中段にあります、就任あいさつから2日後に陳情書が出され、その9日後に議会の要職の3議員（議長、総務文教委員長、生活環境委員長）が陳情書から要望書への変更要請があり、議会での審議をしない要望書にかえて、大竹市民に内容を知らせたくなかったのでしょうか。と、こういった議会に対する不信と言いましょうか、疑問点を投げかけておるわけであります。

だからこそ私は議会として、議会基本条例にのっとって審議すべきだと。住民の皆さんは議会基本条例に期待をされているわけですよ。いい文章でいいものができておる。しかし、それは中身が伴っていないんじゃないかというのが、この陳情の趣旨だと思うんです。

そういったことから考えると、議会議員自らがもう一度原点に立ち返って、住民の皆さんの意見をしっかりと審議するという姿勢が必要だと思うわけです。

そういったことの、本当に議会基本条例に立ち返って審議するという姿勢について、議長としてどのように思われていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいんですが。

○議長（細川雅子） まず、陳情文書表を読み上げなかったことにつきましては、いつからそうになっているかと私も正確には記憶がございませんが、既に皆さんに陳情文書表を配付しております。そういうことで再度読み上げる必要はないであろうということで、このところ読み上げさせていただいておりません。そこは御理解ください。

もう一つ、陳情項目は議会基本条例をしっかり守ることを誓うこと、これ1点目でございます。これに関しては付託先はなかなか現実的に見つかりにくいと。どこに付託するかというのがはっきりしないということです。

2点目につきましては、前提として再審議をしてと書かれております。それにつきましては既に今年3月の定例会で結論が出ているという解釈でございます。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） ただいまの同僚議員が再審議をするべきだという意見がありましたけれども、今、自分の思いを語られただけで、私たちは内容は同じと考えております。それでまた議会運営委員会でもそのような意見もございませんでしたので、これは適当な判断だと思っております。

○議長（細川雅子） よろしいですか、山崎議員。

山崎議員にお尋ねいたします。先ほどから付託すべきだといったことをおっしゃっていますが、それは動議として意見を言われているのでしょうか。そこをまずお願いいたします。

○13番（山崎年一） 質疑はございませんかという問いかけでしたから、今質疑をしておると私は認識をしておるんですけども、質疑は3回までということで、もう一回ありますので、もう一度お願いします。

陳情ですから住民の陳情である以上、しっかりと議会で審議すべきだというのが私の意見です。同時に再審議と言われても、3月に否決された谷和地区太陽光発電建設計画に反対の決議をしてほしいという陳情だったんです。今回はその陳情じゃなくて、冒頭にあります議会基本条例を遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情ということでありますから、内容は全然違うということを申し上げて、ぜひ審議すべきだと思うんですが、そういったことについてもう一度お願いをいたします。

○議長（細川雅子） 議会運営委員会ですっきりと検討されたということでございます。

以上です。

他に質疑はございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 基本的には陳情者の思いを議会が真摯に受け止めて、所掌の委員会なり十分な審議が保障できるような運びにするのが、非常に大事なことだと考えております。

それで本題に入る前に市長にお尋ねするんですが、市長も今回谷和から出るとる陳情書の中にも、市民の飲み水が汚染される心配があるとか、あるいはその河川の災害につながる心配があるとか、天然記念物のオオサンショウウオの生息が心配されるとかということも

盛り込まれておるんですが、市長は県が許可する過程で、いろいろ市として心配になるものもろの事柄について、意見も述べ、要請を含めた市としての対応を求めてこられました経緯は私もよく知っておりますし、その文書なるものも読ませていただきました。

それで今回改めて谷和の皆様からの陳情を議会としてどう受け止めるかということが今、問われておるわけですが、そこで市長として改めてこの谷和の皆さんの心配についての基本的な事柄として、事業の進行状況等についての立入検査権を県に求めるという意思はありませんか。改めてそのことをお伺いしておきたいと思います。答弁できれば答弁してください。

それから2つ目に、なぜ我々が所掌の委員会で十分な審議をするべきだということを強く主張し、議会の皆さんの同意を得たいと思うのかということの第1に、開発業者が事業の執行に当たって、その計画書の末尾に、水質は悪化しますという数値まで上げて計画書を出しておるんですよ。恐らく執行部の、市長を初め担当の皆さんは、目にこれは留まったと思うんですね。そういうことは今まで審議の対象になっていない。

それからもう一つは、事業実施の許可条件。これは県の宅地開発要綱に基づいてやることを許可しとるんですよ。あれだけの大規模なメガソーラーという開発事業をやるというこの事業実施に当たっての要綱は、ないんですよ。ならば宅地開発要綱なるものは、どういうものなのか。そういうことを議会で審議したことはありませんよ。

そういうことを踏まえれば、改めて今回出された陳情を我々は素直に受け止めて、十分な審議を尽くすというのが道理じゃないですか。それは議会としての誠意ある対応じゃないですか。私はそういうふうに思っております。

したがって、この場で既に1回審議をして否決したんだと、県も許可しとるんだということで、即決だという扱いをすること自体が、市民から負託を受けて議席を得させてもらっている我々として、それでいいのかどうか。このことを改めてお互いに考えてみて、皆さんの声が生かされるような議会としての役割を果たすと、そういうことでこの陳情については所掌の委員会に付託をして、十分な審議が進められるようにするべきだということをお願いもし、そうしてもらいたいという思いを述べさせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員にお尋ねいたします。

最後をお願いしますという言い方をされてましたが、これは委員会付託をするべきという動議でございましょうか。

〔発言する者あり〕

○16番（山本孝三） 動議じゃろうが何じゃろうが、趣旨を聞いたら分かるでしょうがね。そんなことを形式ばって言わんでも。動議でなけりゃ機会ができん言うんなら、動議で。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 分かりました。

ただいま山本議員より動議が出されました。今、動議とおっしゃいましたよ。

それでは動議としての取り扱いの前に、1点目に市長に質疑がございましたので、市長のほう、いかがでしょうか。事前通告と違う内容なので、答えられるかどうかですが。

市長、お願いします。

○市長（入山欣郎） 今回の件については、許可権者は広島県でございます。広島県がちゃんと計画どおりにやっているかどうか、また、実行しているかどうかということについては、立入りする権限は県でございます。大竹市のほうでは、県が立入検査するときには同行をさせていただき、ということをお願いをいたしております。

大竹市職員の間では、十分に水質検査等いろんなことに、その他のことにつきましても判断する知見を十分に持ち得ていないということもあります。だからその辺は県の知見をしっかりと見せていただき、その中から判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 市長に、重ねてお願いを兼ねた質問をさせていただくのは僭越かも知れませんが、御承知のように、地所は違うが廿日市市が県の許可を受けて、嵐谷というところでメガソーラーの開発工事をやっとならうでしょう。あれの許可要件は、岩が出張ると、その岩を取り除いて、木とか、樹木などを山肌から剥ぎ取って工事をするパネルを貼りつけるということを許可をしてないんですよ。出張っている岩を取り除いて山肌そのままでもパネルを貼るという許可要件になっているんですよ。それを業者のほうは、山肌も全部剥ぎ取って、それで雨天の場合にはシートを張って、土砂が下の川や道路に流れ込まないように対策を取るといっても工事要件になってるんですよ。そんなこと一切やらない。誰も立入検査もしない。規制もかけない。これが嵐谷の実態ですよ。

それから高祖谷もそうですよ。我々が現場に行くと、どのような工事をおやりにならうかということを見たいと思って行くと、工事をやりよる人たちが、何しに来たんじゃと言うて、追っかけ回すんですよ。現場に立ち入ることさえできんですよ。じゃあそういう現場に許可を出した県や廿日市市が一度でも立入調査を実施したかと言ったら、してないんですよ。

そういう実態が現に大竹市民にも迷惑をかけ、あの弥栄の湖に大量の土砂が流れ込んで、飲み水を汚染している一因にもなっているという現実があるじゃないですか。そういう実態を踏まえて、我々は谷和の皆さんが心配されることについては、同じように将来にわたる飲み水の汚染を心配し、河川の災害を心配しているんです。天然記念物のオオサンショウウオの保護についても、工事をやるエリアの中のことしか県は文化庁に意見を上げてないんです。周辺の水路に生息している今のオオサンショウウオの保護対策については、県も何ら文化庁にその対策なり保護についての意見を上げてないんですよ。だから文化庁は、今から3万数千のパネルを貼る工事エリアだけのことしか答えを出してない。それをもってオオサンショウウオの保護は大丈夫だということを、よく言うと思うんですよ、私は。

そういう今の行政の在り方についても、実際の今住んでおられる皆さん、将来にわたっての子供や孫、それに責任を負う行政の在り方、議会の在り方がどうかということが今、問われとらうでしょう。そういうことをよくお互いに考え、皆さんの心配が払拭できるように、行政も議会もその役割を果たしていくべきではないかということをお私に、私自身にもそのことを言い聞かせるとともに、皆さんにもそのことの理解をぜひしてほしいということをお願いをして、私の意見にさせていただきます。

○議長（細川雅子） 市長、ありますか。どうぞ。

○市長（入山欣郎） 県も廿日市市も立入検査してないかと言いますと、立入検査をし、不備があったところについては嵐谷のことについては訂正をさせ、今違う形での申請をされ、そのことが多分許可が下りてきているんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（細川雅子） 先ほどから山本議員、意見をおっしゃっておりますので、動議ではなかったという判断をいたします。

他に質疑はございませんか。

原田議員。

○3番（原田孝徳） このたびの陳情の趣旨というものは、昨年9月の陳情が提出された際に、先ほど山崎議員のほうからもお話がありましたように、陳情文書表の内容を読まれてお話がありましたように、非常に不誠実な行動及び対応があったということは、事実であるのではないかと思います。それに陳情者に対して丁寧な回答がなかったということで、陳情の審議過程に問題があったのではないかとということで、今回陳情が出されているものだ、私は理解しております。

今回、特に議会基本条例というものをしっかり守った上で、改めて審議をしてくださいというものでありますから、前回出されたものとはまた別のものであると、私は解釈しております。

陳情の不採択からもう9カ月たっておりますし、その後、工事がどのようになっているのかとかいうのも、状況も随分と変化しているんじゃないかと思われまますので、そういう現状の情報提供をまずしっかりしてもらったり、そういうことも必要ではないのかなど。谷和ですから、大竹市の中で行われている事業ですから、そういうところは今どうなっているのかというのを改めて聞く機会っていうのを設けても、私は問題ないのかなと感じております。

今回、特に議会基本条例ということを書かれておりますけれども、まさに今この議会基本条例について、議会の姿勢が問われているんじゃないかと思えますので、結論がどうであれ、少なくとも即決ではなく総務文教委員会のほうに付託して、そのあたりのことをしっかり審議すべきではないかと思います。

○議長（細川雅子） 今のは御意見ですね。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けているので、発言を許可します。

小中議員。

○4番（小中真樹雄） 私は、この陳情第2号、再審議に反対の立場から討論いたします。私はこの陳情書に書かれてありますように、3月議会で水質汚染の危険性ということに

鑑みて、県が許可したにもかかわらず抗議の意思を込めて採択すべきだと主張しましたが、賛成少数で否決されました。大変不本意でじくじたるものはありましたけれども、議会政治の中で考えて、それは私は、くろがねグループとは全く別で、個人の良心に従って採択に賛成して否決されましたが、その出た結果に対してはそれこそ、これをこういう手法でひっくり返そうとするのは、もう議会政治の否定というか、今までやってきたことというか、今までの議論の否定につながると思います。

私は、否決されたけれども、その議決の経過及び結果に瑕疵があるとは思いませんし、認識しませんし、新たな事実が出てきたとも思われませんし、さらに一部の議員に対する根拠のない誹謗中傷に近いものが見られることから見ても、私は採択に反対します。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま議題となっております、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情について、私は賛成の討論をいたします。

本件陳情については即決という提案であります。本陳情の趣旨は市民が提出した陳情審査において、議会基本条例を遵守して基本条例に沿った審査をしてほしいというものであります。大竹市議会には議会基本条例が制定されております。その条例の前文では、議会は市民から直接選挙で選ばれた大竹市議会議員による合議制の機関である。私たちはその使命を達成するために、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、ここに議会及び議員の活動原則を定めると前文で書いてあります。本件陳情を審査することなく即決とすれば、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指すことに反すると思うわけでございます。

住民の皆さんは、この議会基本条例の制定された経緯や条文に期待をされ、議会基本条例の精神にのっとり審査していただきたいとの期待を持って、陳情を届けられたのであります。510名にも及ぶ近隣住民の皆様の期待を裏切る即決などは、すべきではありません。委員会付託をされ、真摯に陳情の審査を行うべきと考えます。住民から提出された陳情を委員会に付託することなく即決することは、住民の願いを踏みにじるものに当たります。

議会基本条例の第1条では、市民福祉の増進と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。とされ、第2条の第2項では、議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努め、まちづくりの活動に取り組むものとされております。第3項では、議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決または運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。第4項では、議会は、市民の議会への関心が高まるように、分かりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとするなど、議会基本条例の条文は、今回の陳情の即決と相入れないものとなっております。

このような行為が平然と行われれば、議会は住民から見放され、議会不信、政治不信を招くことは明らかであります。いま一度振り返り、市民の信頼を取り戻すために陳情を真摯に審査すべきと申し上げて、即決に反対をいたします。失礼しました。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

北地議員。

○8番（北地範久） 私は今回の陳情第2号については反対の立場で討論いたします。

本陳情は、昨年9月に提出された陳情の再審議という内容の陳情となっております。この陳情は先ほど市長のほうが言われたように、広島県知事の権限に関する谷和地区の林地開発許可申請に関するものでございますけれども、これも既に許可が下りております。これは大竹市の権限外ということもあり、既に3月議会において不採択の採決がされているものでございます。

今回の陳情書の内容におきましても、指摘事項として、丸5つあるんですけれども、その中でも1番の陳情書から要望書への変更要請があったと書かれてございますけれども、私も現地に行った当事者でございますが、西村議員も以前討論されたとおり、そのようなことをその場で言った覚えもなければ聞いた覚えもございません。その2番目にも、研修が行われていないと書かれておりますけれども、昨年の10月11日ですか、講師を招いて議員のコンプライアンスをテーマに、研修会も開いております。欠席はあったものの、ほぼ全議員が参加したと記憶をしているものでございます。

3番目にもございますけれども、受付時の対応とその後の早い返送とありますけれども、議会事務局長におかれましては、具体例も含め説明も十分し、返送につきましては事前に自治会長に連絡をして、了解の上で返送したものでありまして、手続的には何ら誤りはないと思っております。このような思い違いや事実誤認もあるようでございます。

また、意見書案の中には、許可の取消しを要望されておりますけれども、決算特別委員会の答弁にもありましたが、現地はまだ動いていないような状況でございます。現地が動いており、飲料水に影響を及ぼすことの科学的根拠やオオサンショウウオに影響があるという根拠を示す状況にもございません。

冒頭申し上げましたように、開発事業者も正規の手続きを取り許可を取得したのもでもあり、不採択となった陳情でございます。現状といたしましては、今回の陳情においても不採択の立場を取らざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 今回出されておる陳情のその集約として、議会がやっぱり許可権者である県に対してしっかりした意見を上げてほしいと、こういう思いが陳情書の中にも述べられとるし、それから意見書を上げるとすれば、その意見書なるものの趣旨なりその文言の構成なり、きちんとしたものを出しなさいという議長の要請を受けて、地元では鋭意その意見書なるものをつくって、そのことも陳情書に併せて議会に提出されとるわけやね。

それで私はここに書かれとるように、大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光ソーラーパネル発電所建設計画を反対に書かれた内容は全て問題があり、そのため大竹市議会は現地視察を2月26日に行った。その日の感想は、山が急峻で谷は深く、建設場所にはふさわしくないとの意見が、その場では大半であったと。視察2日後の2月28日には、県議会は建設の許可を出しましたが、まだ、大竹市議会が審議中と知りながら許可を出された。全

く大竹市民の声を無視し、また、大竹市議会を無視したものだと思う。

県の許可で大竹市議会の審議はなくなった。この谷和地区を現地視察すれば、すぐに建設にふさわしくないと分かるのではないのでしょうか。百聞は一見にしかず、ぜひ湯崎広島県知事にも視察をお願いし、関係職員や議会の皆さんも、あの急峻な山へのパネル設置工事は山崩れ、土砂流出につながり、パネルは有害物質が含まれていて、土壌汚染につながります。約30万人もの飲料水の水源である弥栄ダムに流れ込み、弥栄ダムの飲み水が汚染をされる心配が大きいのですと。安心安全を目指す大竹市民にとっては黙っておけない問題であります。安易に同意できないし、この工事には強く反対の思いを表明します。近隣の廿日市市大野嵐谷の大規模太陽光発電建設現場は、谷和地区と同じ真砂土で雨に弱く、山崩れ、土砂の流出で何年も前から工事中断。廿日市市は困惑しております。

被害を受けている栗谷の皆さんの告発によって現在は工事が中断しておりますけれども、あの二の舞にならないように改めてこの陳情については慎重に審議をお願いをして、我々の思い、そして、子や孫の代にまで安心な飲み水、安全な地域での暮らし、そして、天然記念物等の保護育成に努めていただきますよう改めてお願いをし、陳情をするものでございます。

こういうふうに言われておるわけですが、私も全くここに言われるようなことについては、同じ思いでございます。そういった意味で、ぜひ議場の皆さんの理解ある同意をお願いをして、私の討論に代えたいと思います。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 私からは、不採択とすべきではないかという立場で発言させていただきます。

まずは議会基本条例についてお褒めをいただいているということは、議会の一員としては大変喜ばしいことであると受け止めながら、中身のほうを拝見してみますと、問題点として幾つか挙げていただいております。

ほかの議員からも発言がありましたように、少々不明瞭・不確実な点というのが散見されておるかなというところ。そういった上で、当時の総務文教委員会に付託されて本会議で採決に至る流れというものについて、本陳情で表現されているような手順、現行の手順について反しているとは言い難いと捉えております。

陳情項目、2つあります。これらそのものについて、1については議会に対するメッセージ、叱咤激励と受け止めたいところではあるんですけども、2について、この議会基本条例そのものに、議決された議案の再審議に関する規定がありません。そういったことから、議会基本条例に沿って再審議というのは、実現は難しいと思われま。

また、これが仮に採択されて再審議になったとして、再審議の結果、採択、不採択、意見書を送る、送らないというところが、特に言及がありません。失礼、再審議でされたときに陳情が採択になっても不採択になっても意見書を送ることになるのかなと、そういうふうに取り取れますので、そのあたりは県への意見書送付、要望しておられるというところと、陳情の再審議、このあたりが整合性に疑問が残ります。こういったあたりから、不

採択とせざるを得ないと考えます。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） 皆さんいろいろおっしゃってますけれども、議会基本条例っていうものがほかの条例とか法律と趣を異にしてまして、そのあたりがこういう陳情を生んでいるような気がいたします。

書いた文章がありますので、読んでみます。

このたびの陳情は3月定例会で不採択となった前回の陳情に、議会基本条例をかぶせて再陳情したものだと思っております。再陳情の採択は大変厳しいと思っておりますが、そのようにしてしまったことの責任の一端は、議会基本条例を軽視した大竹市議会の陳情の扱いにもあったと考えます。その最たるものは、公正性の欠如です。議会基本条例の第2条にあります、公正性、透明性及び信頼性を重視して、行政運営を監視という部分には、陳情の審議も含まれると私は思います。

どういうことかと言え、谷和地区のメガソーラーについて最初の段階で公正性や透明性を持って審議することができていなかったと感じるからです。16人の議員が本当に公正に判断する気があれば、もっと好奇心を持って調べる方がいるなど、16通りの対応があるはずなんです。

そもそも谷和地区のメガソーラーの問題点は、ソーラー発電自体の問題ではなく、山を開発することの是非なんです。そうであれば、総務文教委員会が枚方市の山と関係のないタイプの異なる太陽光発電を視察対象にしないはずなんです。それは違いうだろうって言わなかった、または言えなかったとすれば、何かの流れに気を遣ったのだと思われたい。

つまり陳情者の目線ではなく、もちろん一般市民の目線でもありません。最初から陳情はしてほしくない、メガソーラーに反対してほしくないという思いの議員がいたとすれば、その方に付度して公正性を欠く目線で考えていたように、私には見えるんです。

では基本条例の言うところの公正性とは何か。分かりやすく言えば、議長や委員長、もちろん他の議員もですが、その個人的都合を離れて考えるということだと思っております。議会審議で議案に直接的に利害関与している議員は、議場から出ます。要するに除斥ですが、この場合は議会基本条例で言うところの公正な審議とは、少し似てるんですが、言わば内面的な除斥とも言えるんでしょうかね。前回のケースでは、少なくとも陳情の最初の場面、そして、上程後の審議の遅さなどにその欠如を感じます。公益を基準に真正面から公正に審議するのではなく、できれば受理しない、無理なら不採択という誰かの都合が反映しているように見えたのは、公正性の面からは残念な結果です。

もちろん議員にも個人的事情はあります。問題はそれをいかに抑えるか。安っぽく言えば、いかに隠すかでもいいと思っております。あからさまに見えてしまつては、信頼される議会とは言えません。残念なことです。

今回の再陳情は、議会基本条例を遵守することを誓えと言った上に、既に開発許可を出した県へ許可の取消しを求める意見書を出せというものです。まず2つに分けて、議会基

本条例をしっかりと遵守せよという部分については、採択しませんか。ここを不採択にしたら、大竹市議会の自己否定になります。

次に、意見書提出は難しい面があり、その表現も大きく変わる必要を感じますが、私の立場とすれば反省の意味を込めて、採択したいと考えております。

さっき、3月定例会の手續に瑕疵はないと言われました。そのとおりです、瑕疵はありません。そもそも議会基本条例というものは要らないですよ。議会基本条例がなくても、物事が決定できるように、ちゃんと法整備されています。その上にこういうものが入ってくると、この扱って非常に難しいですよ。多数決で決まったら、それで終わりなんです。それを説明しろとかいうことが難しいので、でもそれを大竹市議会としてそういう条例をつくってしまった以上、この議会基本条例と今まであるいろんなルールとが上手になじむようにやらないといけない。だから3月、この条例さえなければ、幾ら何があっても、賛成多数で決まったことはもう厳然たる結論なんです。

だからそういう意味で、3月定例会のほうが間違いだと、私は思いません。ただ、議会基本条例という心構えを決めた条例ですから、それがあがために非常に難しくなってるんだと。昔、平成15年に住民投票条例っていうのがはやりました。日本中でつくりましたけど、この議会基本条例もある意味ではやりもんですから、中が悪いんじゃないですよ、すごくいいんですけども、難しさを持ってますよっていうことを申し上げて、私は一応採択の側の人間ですから、採択してほしいという意見にします。

○議長（細川雅子） 採択ですね。

他に討論ございませんか。

西村議員。

○9番（西村一啓） 私は今回の陳情について、3月の総務文教委員会での取り組みに沿って、不採択の立場で討論をさせていただきます。

確かに議会基本条例、議員としては当然の守るべきものでございます。昨年9月に総務文教委員長に就任して以来、突然降って湧いたような陳情が出ました。正直なところ、私は経験がございません。ましてや新人に少し毛の生えた程度の議員ですので、どうしたらいいのかということで、谷和地区、また周辺の地区、いろんな人の意見も伺いました。そして、9月11日でしたが、こちらに住民の方が陳情に来られて、その席ではっきり文書についてはよく分からないので、事務局のほうに指導してもらいたいというふうに受けました。しかしながら同席していませんので、あくまでも事務局内の話です。そして、18日、改めて提出したこの経緯が、一部誤解、紆余曲折、針小棒大につながっているのが原因ではないかと私は思います。

と申しますのは、議会の事務局に出して、そこでこういう書き方をしてくれと、こういう指導をしてくれというのは事務局はできません。当たり前のことなんです。自分らがこういう趣旨を持って陳情というのがルールです。そして当然、昨年9月に就任した細川議長が、何か地域の住民の力になりたいので、ついて来てくれないかというのが実情です。私と北地議員が一議員としてついていきました。

そうした中で、昨年9月定例会ではこの陳情を上程するのが時間的にも間に合わない

いうことで、12月定例会に上げますが、12月まではということ、その期間いろいろ地域とか、いろんな人の意見、また我々の会派の中でもそうですが、ソーラーについての勉強会もさせていただきました。そして、12月定例会から審査されたのが真実でございます。

上がった中でいろいろいきさつがあります。議長不信任案も出たり、いろんなことがあるんですが、12月17日の本会議で総務文教委員会の継続審査と決しました。それ以来いろいろやりましたが、全国的にお正月というムードの中では、やはりもう少し後にということで、副委員長の山崎議員にも、また、他の6名の議員にもいろいろ相談をさせていただきました。

まずは委員会等で視察に行こうと。先ほども議員の中から言われました。山につくるのに、枚方市に視察に行った。そうじゃないんですよ。我々が行った理由は、ソーラーを設置し、5年、10年たった後、万が一台風とか地震とかそういうときにソーラーが壊れたときの被害はどうなんですかという目的で行きました。大阪府枚方市議会のほうも、丁寧に説明をしていただきました。そして、持ち帰りまして、今年2月6日でしたが、総務文教委員協議会を開きました。そしたら、今日もいろいろ言われました、議員の中に現地の声を聞こうと。委員長、現地の声を聞くのが一番ということ、私も賛成をし、現地に出向いていくことを自治会長の二井さんに事務局から連絡を取らせていただきました。ただ一方的に意見を聞くのではなく、業者も呼んで聞こうではないかということ、2月26日に日程を調整し、出向いてきました。

その中で、1つは現地の視察は我々、総務文教委員会が8名の議員が行って、現地の住民の声を聞こうというのが事実です。しかしながら地元の方は、来るときに高租川の土砂の流出状況、あるいは先ほどから出てきました廿日市地域にあります嵐谷の開発の分も見てくれと。確かにそれは参考になりました。しかしながらそれで谷和地区のほうに出向いていきまして、地域の住民と話をしました。中身については昨日も言われたと思うんですが、音源がどうだこうだと言いましたが、委員会としては音源を録音する予定はありませんでした。ただ皆さんの雰囲気、後から万が一ということ、音源を録音させてくださいというのは、私自身が会場にお集まりいただきました24名の方に許可をいただきました。ただし、総務文教委員会の議事録でなくて、単なる記録ということでお願いしますということで始まった意見交換会です。

正直なところ、私も初めてでしたが、本当に私の気持ちは針のむしろに座ったような質問をされました。意見を聞きに行ったのに何でそういうことを言われるのか、当時は分かりませんでした。だけどこの結果、2月26日、あるいはまた予想だにできなかった2日後に、広島県が林地開発許可を出した。これには驚愕いたしました。分からないままでと申しますのも、大竹市からも、県のほうに意見を二度、三度送って、そのキャッチボールはしとるんです。行政側がそのようにしながら、我々も委員会を開くことができるのに、今日まで詳しくはこの9カ月間、委員の方から総務文教委員会を臨時に開いてくれ、あるいは協議会を開いたらどうかという意見は誰も言うてきませんでした。分かりますか。もう県が許可をしたものを審議してどうするんかという気持ちが、皆さんの心の中にあったものと私は判断しております。

ましてや9カ月間ほっとかれたように書かれた文書が、町中に出回っております。議長も北地議員も私も、当事者です。行って住民の声を聞いた3人しかいません。その中で、いかにも陳情書を要望書に変更してくれと、そういうことのように書かれた文書でございました。決してそんなことはありません、私自身。というのは、そういうように捉えられるという説明不足もあるやも分かりません。ただしそれは現地の人の取り方でございます。現地の人が悪いわけじゃないんです。一生懸命反対したいという気持ちは十分伝わりました。それについて私も一生懸命応えてあげようという気持ちがありましたが、それとは真逆の行動が、先日、郵送で送ってきました。

個人的な意見ですが、私は家内に怒られました。何でこんな文書が配られるのか。我々はそういう意味では、総務文教委員会の一人一人の皆さんにもお願いしたい。これこそ議会基本条例を守る我々の責務、責任ではないでしょうか。そういう意味で、今回のこの陳情再審議をお願いしたい、その中で県に意見書を委員会として出してもらいたい、あるいは議会として出してもらいたいということは、私はこのたび必要ではないと考え、反対の意見といたします。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は令和2年陳情第2号議会基本条例に遵守して陳情書の再審査をお願いする陳情について、不採択の立場で討論を行いたいと思います。

3月定例会において、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情が、不採択となりました。

今回の陳情では再審議して、ということですが、前回も申しましたが、総務文教委員会において谷和地区に足を運び、意見交換会を行い、その後、開発事業者とも会わせていただき、計画等の説明を自らの耳で聞き、自らの足で歩き、行動し、結論を出しております。このことは議会基本条例に沿った行動だとも、私は思っております。

広島県が林地開発許可をしたのも一つの原因、要因ではあります。また、広島県が林地開発許可をするということは、住民の皆さんが心配をしておられる災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全を満たさないと許可はできません、前回も申しましたけど。

また、今回の許可には、ほかに14項目の条件がつけられておりまして、その条件に従わなければ開発行為の許可を取り消すことがあるとも書かれておる文書でございました。事業者側も林地開発許可基準を満たし、許可を受けておる以上、私が反対する立場ではないと考えております。

谷和自治会長二井博文氏ほか、510名もの市民の皆様からの陳情ではございますが、今のような理由から、不採択とさせていただきたいと考えております。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

原田議員。

○3番（原田孝徳） 私は採択すべきということで討論させていただきます。

先ほど日域議員のほうから話がありましたけれども、陳情項目1番の議会基本条例をし

っかり守ることを誓うことということに関しては、しっかりと市民の方から政策提言をいただいておりますので、この部分に関しては採択すべきなんじゃないかと思います。

2番目のことに関しても、先ほどから太陽光発電のことについていろいろ皆さんから御意見出ておりますけれども、谷和地区の場合は、やはり急傾斜地であることと、それからそういう太陽光発電にはふさわしくない場所であるのではなかろうかということで、なかなか太陽光発電の一般論というものが通用しない場所であるのではないかと感じておりますので、少なくとも先ほど言った1番に関しては採択すべきで、2番に関してはやはり審議を尽くすべきだと感じております。

先ほどの討論の中で、誹謗中傷というような、表現があったと思うんですけども、私は実際その場所で発言した人間ではありませんけれども、むしろその不穏当であると発言されたこと、これもある意味発言者の名誉を傷つけるものであると私は感じておりますので、ここは意見が分かれるところかも知れませんが、私はそう感じております。

西村議員が今、討論されましたけれども、いろいろ発言されましたが、私もはっきり事実を確認して、それに基づいていろんな発言なり、それから表現をしているものがありますので、それは決して間違っているものではないということはお誓い申し上げて、討論とさせていただきますと思います。

○議長（細川雅子） 原田議員にお尋ねします。採択でよろしいんですね。

○3番（原田孝徳） 採択すべきです。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

賀谷議員。

○7番（賀谷幸治） 私はこの陳情に不採択の立場で、即決をするという立場で、討論に参加をさせていただきます。

今までこの陳情案件につきましては、ずっと去年以来皆さんで真剣に議論を重ねてきたところでございます。現地にも行きまして、あるいは地元の声を聞きまして、そういう中で最終的に3月に1回目の陳情の不採択があったわけでございますけれども、私は今までの過程の中で、一番スタートのときでございますけれども、これは谷和地区の方がこの太陽光発電の開発を事業者のほうから持ちかけられたときに、そのときの事情が全く分かりませんけれども、通常開発事業者がこの地元こういうものをやりたいと言って説明に来たときに、皆さんがその説明をどんなことをするのかというのを聞いて、その中で不安に思うこと、疑念に思うこと、そういったことを直接本来事業者のほうに、あそこはどうなるんやと、こんなところにこがんなものを造るなんてできやせんわと、そういう具体的な説明を聞く中で議論があってもいいんじゃないかと思ったかと思うんですけども、そういう中で事業者と地元としっかり話し合いをして、それでもなお事業者のほう聞き入れてくれんと。だから我々は不安だから、これをやめてほしいと、反対なんだということでの結論も出して市なりあるいはこの議会なり、そういう陳情なりの行動になったという経緯があるんであれば、一つの筋は通るかなと思うんですが、これは聞くところによりますと、事業者のほうは地元のほうにしっかり説明したいということで、1年半前ぐらいから地元のほうに申し入れをして説明会をさせてくれという形で何回も足を運んでも、一切受け入れ

てくれなかったということで、実際にその過程の中で当事者同士でしっかり話をすれば、ここまでならずには解決もできたのかもしれない。そこのところははっきり分かりませんが、そういうところは大変疑念に思っているところでありまして、なおかつこの林地開発というのは、先ほども話が出ましたように、非常に厳しい許可基準、審査をされます。

当時大願寺であるとか小方山であるとか、大竹市でも山を開発して宅地にしたという経緯がずっとあるんですけれども、その林地開発の許可というのは本当に審査が厳しくて、何回も何回も足を運んでも、なかなか許可までならないと。結果的に許可になるということはそういった厳しい基準を通過して許可をされたということですから、水質の問題、あるいは工事中の土砂災害の問題、防災の問題、それから環境の問題、そういったものを全てクリアをして、初めて許可になるということで、市のほうも当然、先ほどありましたように14項目の意見を出して、それに対して何回も業者のほうとやり取りをして、それで結果的にその判断をされて許可になるということでございましたので、そういうことも含めた今までの審査の過程が総務文教委員会のほうでもあったように思います。

そういうしっかり審査をした中での県の許可、あるいは陳情の不採択ということにつながっているわけでございまして、これまた同じような内容をこの意見書に出せというのは、とても状況が変わらない限り、この意見書の提出というのはいかなる形でもできないのではないかと考えますし、地元のほうに対して議長を初め、西村総務文教委員長、北地生活環境委員長の、三者が行ってこの陳情のことに話をしてきたということがずっと問題になっておりますけれども、私の主観では、この3名の方は決して陳情を受けたくない、あるいは要望にしてくれという思いで行かれたんじゃないかと、とにかくどういう形であれば陳情を受けられるのか、そういう地元のためにわざわざ行かれたんだらうと理解をしております。特に西村議員は谷和地区を初め、栗谷地区のそういった開発に関して、地元のサミット、集会にも何回も夜遅く出られて、皆さんと意見交換をし、地元の一番理解者であると思っておりますので、その西村議員が地元の意向に反するようなそんな行為をするというのは、とても考えられません。

それと、開発に関してですけれども、やはりしっかりした審査をして、それで許可になっている以上、条件が変わらない限りそれを見直せとか取り消せとか、そういうことそのものに議会として権限がありませんので、何か状況が変わればその辺の申し出はできるかと思っておりますけれども、今は全くそういう条件の変化がないと聞いてますので、この時点でこの陳情を審査するというにはならないんだらうと、そういう思いでこの陳情については不採択とすべきだと思います。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

小田上議員。

○6番（小田上尚典） 先輩議員、同僚議員が討論されました。これ、3月定例会で総務文教委員としても審査、参加させていただいて、もちろん谷和地区のほうにも足を運ばせていただきました。

今までの討論を聞いてると、住民の方に分かってもらえないのかなというところは少し

あります。議員も人間なので、しっかり心を持って、それはもちろん自分たちの近く、山を切り開かれて何かができるっていうのは、大歓迎というわけではないというのは分かっています。自分の家の隣に何かすごく大きな建物ができて日当たりが悪くなる、法律上は問題ないけど嫌だな、そういう想像はみんな、議員だけじゃなく市民の皆さんと同じ考え方で審査に当たっていたはずです。

ただ、公平性を確保するということに、先ほど先輩議員方もおっしゃれましたが、県のしっかりとした基準をクリアして、かつ条件を付されて監視もされていくと。であればしっかり監視してもらって、もし万が一のことがあった場合には許可を取り消すと、しっかり見てほしいという思いで不採択という結論に至っている。そこでまたこのタイミングで再審査をしてくれとおっしゃられても、気持ちは分かります。みんな気持ちは分かっているはずですが、ですけど、また同じことしかできないということで、不採択にすべきという討論があったんじゃないかなと思っています。

なので私も不採択の立場で、そういう思いでありますので、住民の方々の思いを無視したり、全く考えずに形式ばって物事を決めていくわけではないですよという思いをつけて、不採択の立場での討論とさせていただきます。終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立少数と認めます。

よって本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 令和2年請願第3号 議事録黒塗りに関する請願

○議長（細川雅子） 日程第24、令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和2年請願第3号は議会運営委員会に付託いたします。

なお本件について発言の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山本議員。

○16番（山本孝三） 私は請願につきましては、やっぱり所掌の委員会なり議会としても今、議会改革の効果的な執行に当たる願いを込めた議会改革特別委員会も設置をされておるわけですから、こういう機関に委ねてしっかりした議論を尽くして、より議会基本条例が効果的な模範の基準となるように、これからの議会活動なり住民の負託に応えるような議会の役割が果たせるようにすべきだと思っていますので、議会運営委員会に付託ということに今なっておりますけれども、むしろ議会改革特別委員会なり総務文教委員会に付託をすることのほうがいいんじゃないかと思っていますので、そのように議長のほうでひと

つ取り計らってもらいたいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 今のは御意見でしょうか、それとも動議でしょうか。

○16番（山本孝三） 意見です。

○議長（細川雅子） 御意見ですね。といった御意見がございました。

他に通告は出ておりませんが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） それでは繰り返しますが、令和2年請願第3号は議会運営委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から16日までの12日間、休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって12月5日から16日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。12月7日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、12月8日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、12月9日は午前10時から議会運営委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

12月17日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時20分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月4日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 賀屋 幸治

大竹市議会議員 北地 範久